イ　整備目標

(ｱ)　災害発生時に救援活動、物資輸送等の拠点となる漁港のうち、地震・津波に対する主要施設の安全性が確保された漁港の割合を、７％（平成28年度）からおおむね80％（平成38年度）に向上させることを目指し、当面はおおむね30％（平成33年度）に向上させる。

(ｲ)　水産物の流通拠点となる漁港のうち、地震・津波に対する主要施設の安全性が確保された漁港の割合を、５％（平成28年度）からおおむね80％（平成38年度）に向上させることを目指し、当面はおおむね30％（平成33年度）に向上させる。

⑶　事業量

災害発生時における救援活動、物資輸送等の拠点を確保するとともに、地域水産業の早期回復を可能とするため、次の事業を実施する。

ア　おおむね300地区を漁村の防災機能の強化を図る地区として整備する。

イ　水産物の流通拠点となる漁港のうち、おおむね70漁港で主要施設の耐震・耐津波化を図る。

ウ　水産物の流通拠点となる漁港のうち、おおむね150漁港で事業継続計画等を策定する。

4　漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出

⑴　実施の目標

漁港ストックの適切な維持、更新や整備と併せ、その最大限の活用を図りつつ、漁村における交流促進対策、生活環境や就労環境対策等を推進し、漁村のにぎわいの創出を目指す。

ア　漁業所得の向上を通じた漁村活性化の取組とともに、滞在型漁村の確立・形成や国内外への漁村の魅力の発信を通じ、都市住民や外国人観光客等による漁村への訪問や漁村の人々との交流の促進を図る。具体的には、浜の活力再生プランに基づく取組の実行を推進するとともに、直販所、漁業体験施設等の整備、漁村における観光メニューの充実や漁村の魅力の発信を促進する。また、漁港ストックを活用した水産業の６次産業化や海洋レクリエーションの振興のほか、再生可能エネルギーの活用による漁港のエコ化を推進する。

イ　女性・高齢者を含む漁業就業者をはじめとする漁村の人々にとって、住みやすく働きやすい漁村づくりを推進する。具体的には、集落排水施設の整備等により漁村の衛生環境の改善を、狭あいな集落道の解消等により生活環境の改善をそれぞれ図る。また、漁港における防風・防暑・防雪施設や浮き桟橋の整備、静穏水域を増養殖の場として活用する等の漁港ストックの多機能的な活用や漁村の人々にとって利用しやすい漁港や漁場の整備を通じて就労環境の改善を図る。

ウ　漁港施設等の長寿命化対策を推進し、漁港機能の維持・保全を計画的に実施する。具体的には、漁港施設等において、その管理者等が策定した機能保全計画に基づき、老朽化に対する予防保全のための対策を戦略的に実施していくとともに、老朽化が著しい重要な施設については緊急的に老朽化対策等を行うほか、漁港施設情報等の電子化を推進する。

（注）「機能保全計画」とは、漁港施設等の老朽化対策として行う、漁港施設等の機能を保全するために必要な補修・改修に関する計画をいう。

⑵　目指す主な成果

ア　成果目標

(ｱ)　漁村の活性化により都市漁村交流人口を、おおむね100万人増加させる。

(ｲ)　老朽化に対して施設の安全性が確保された漁港の割合を、66％（平成28年度）からおおむね100％に向上させる。

イ　整備目標

(ｱ)　漁業集落排水処理施設が整備された漁村の人口割合を、65％（平成27年度）からおおむね80％に向上させる。

(ｲ)　水産物の流通拠点や生産拠点となる漁港のうち、就労環境を改善した漁港の割合を、51％（平成28年度）からおおむね60％に向上させる。

(ｳ)　緊急的に老朽化対策が必要な漁港のうち、おおむね100％の漁港で老朽化対策を行う。

（注１）「老朽化に対して施設の安全性が確保された漁港の割合」とは、老朽化診断の結果、岸壁及び防波堤について、その主要部に著しい老朽化が発生しており、要求性能（施設がその目的を達成するために必要とされる性能）を下回る可能性があると診断されていない漁港又はその診断に対して必要な対策が行われた漁港の割合をいう。

（注２）「漁業集落排水処理施設が整備された漁村の人口割合」とは、汚水処理施設の整備に関する都道府県の構想における漁業集落排水処理施設の整備対象人口のうち、同施設を利用できる人口の割合をいう。

⑶　事業量

魅力的な地域資源や漁港ストックの有効活用等を図り、漁村のにぎわいを創出するため、次の事業を実施する。

ア　おおむね100地区で漁村への訪問者の増加に資する施設を整備する。

イ　おおむね200地区で漁業集落排水処理施設を整備する。

ウ　水産物の流通拠点や生産拠点となる漁港のうち、おおむね80漁港で就労環境改善対策を行う。

エ　おおむね50地区で漁港ストックの有効活用に資する取組を実施する。

オ　緊急性の高い老朽化が判明した施設を有する漁港のうち、おおむね400漁港で機能保全対策を行う。

カ　おおむね900漁港で漁港施設情報の集約及び電子化を実施する。

5　重点課題の実施におけるＩＣＴの活用

上記１から４までの重点課題の実施に当たっては、様々な環境の変化を的確に把握し効果的に対策に反映するため、ＩＣＴを活用した漁港施設や漁場の管理の高度化を推進することとし、以下に取り組む。

⑴　漁港施設情報の集約及び電子化やＩＣＴを活用した漁港施設の老朽化等の的確な現況把握等による漁港施設の機能保全の効率化

⑵　藻場・干潟等漁場環境情報の電子化やＩＣＴを活用した漁場環境の的確な変化把握等による漁場管理の効率化

第３　留意事項

事業の効率的かつ効果的な実施のため、以下の点に留意して事業を実施するものとする。

１　施策連携の強化による効果を相乗的に高める取組の推進

⑴　生産から陸揚げ、流通・加工、販売の各段階に至る水産関連施策との連携の推進

⑵　川上から川下における森林整備関連施策との連携の推進

⑶　道路、河川、港湾、海岸等の整備事業を含む社会資本整備重点計画や廃棄物処理施設整備計画等他の公共事業計画に位置付けられた事業との連携の推進

⑷　東日本大震災の被災地における災害復旧事業等関連事業との連携の推進

２　国と地方の役割に応じた取組の推進

３　効率的かつ効果的な事業を実施するための施策の集中化・重点化の一層の推進

４　循環型社会の構築に向けた取組の推進

５　民間資金・能力の活用

６　事業評価の厳正な運用と透明性の確保

７　公共事業の品質確保とコスト縮減の適切な実施

なお、本計画については、経済社会の動向、財政状況、各施策の進捗状況等を勘案しつつ、弾力的にその実施を図るとともに、漁港漁場整備法の規定に基づき、必要に応じ、その見直しを行うものとする。